

令和7年第12回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年12月2日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告（令和7年9月分・10月分）

第4 町長の招集挨拶並びに行政報告

陳情上程（委員会付託）

第5 陳情第1号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情

第6 陳情第2号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情

第7 陳情第3号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書

第8 陳情第4号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書

第9 陳情第5号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情

第10 陳情第6号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第11 同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第12 同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第13 同意第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第14 同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案上程（説明）

第15 議案第62号 字区域の変更について

- 第16 議案第63号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第17 議案第64号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第69号 美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第23 議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第24 議案第71号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第25 議案第72号 美郷町宿泊施設の料金改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第26 議案第73号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第27 議案第74号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第28 議案第75号 美郷町農業集落排水事業基金条例及び美郷町農業集落排水施設設置条例の廃止について
- 第29 議案第76号 美郷町下水道条例及び美郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第30 議案第77号 美郷町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について
- 第31 議案第78号 公共施設の管理運営体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第32 議案第79号 指定管理者の指定について
- 第33 議案第80号 指定管理者の指定について
- 第34 議案第81号 指定管理者の指定について
- 第35 議案第82号 指定管理者の指定について

- 第 3 6 議案第 8 3 号 令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 8 号
- 第 3 7 議案第 8 4 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 3 8 議案第 8 5 号 令和 7 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 3 9 議案第 8 6 号 令和 7 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 4 0 議案第 8 7 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号
- 第 4 1 議案第 8 8 号 令和 7 年度美郷町水道事業会計補正予算第 3 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	高橋純	2番	高橋正和
3番	熊谷良夫	4番	澁谷俊二
5番	松田信義	6番	村田薫
7番	長谷川幸子	8番	森元淑雄
9番	鈴木正洋	10番	高山茂雄
11番	深沢義一	12番	深澤均
13番	高橋邦武		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	佐々木龍悦	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	照井修
農業委員会 事務局長	加藤隆輝	教育長	栗林守
教育推進監	井合和人	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	議事総務班長	澁谷正樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋邦武） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第12回美郷町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋邦武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、松田信義議員、6番、村田 薫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋邦武） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月2日から11日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から11日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長深沢義一議員、登壇願います。

（議会運営委員長 深沢義一議員 登壇）

○議会運営委員長（深沢義一） 改めまして、おはようございます。

議会運営委員会から会期の日程についてを、ご報告申し上げます。

11月25日に招集告示されました令和7年第12回美郷町議会定例会に当たり、同日議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され、提案されている案件は町長

の提案に係るものとして、議案書記載のとおり令和7年度各会計の補正予算、条例の制定及び一部改正、各委員会委員の同意案件、字区域の変更、計画の策定、指定管理者の指定案件であります。

陳情案件については、前回の定例会以降、提出されましたものについて、議会運営委員会では、陳情第1号から陳情第5号までは教育民生常任委員会にて、陳情第6号は、総務産業常任委員会にて審査が望ましいものとなりました。

また、議会関係としては、委員会報告等と意見書案等の審議を予定しております。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、本定例会の会期は本日12月2日から12月11日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告の後、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後陳情を上程し委員会付託といたします。

続いて、同意第2号から同意第5号を上程し、説明を受け質疑、討論、表決を行います。

その後、議案第62号から議案第88号までを上程し、説明を受け終了の予定です。

12月3日から9日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締切りは、12月4日午前11時までとします。

なお、休会中の日程ですが、12月5日に関係常任委員会を開催し、陳情の審査等を行う予定です。

12月10日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

12月11日は、午前10時より本会議を再開し、議案第62号から議案第88号までの質疑、討論、表決を行います。

続いて、陳情の審査結果についての常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋邦武） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（高橋邦武） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和7年9月分及び10月分）の結果報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（高橋邦武） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

松田知己町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

令和7年第12回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、有害鳥獣の被害について報告いたします。

10月9日午前6時30分頃、住民が千畑地区小荒川の自宅玄関前で、熊2頭に遭遇し、顔をひっつかれるなどの人身被害が発生いたしました。

熊の出没が増加しており、町危険鳥獣対策警戒部では、引き続き、防災無線等による注意喚起のほか、警察や鳥獣被害対策実施隊と連携し、出没地域へのパトロールや駆除作業など、人身被害の未然防止に努めてまいります。

有害鳥獣駆除の状況ですが、12月2日現在、鳥獣被害対策実施隊により、熊111頭、イノシシ15頭、鹿8頭を捕獲しており、11月9日には、千畑小学校敷地内において緊急銃猟を実施し、熊1頭を捕獲いたしました。

また、10月14日開催の中学生を対象とした真昼岳登山教室及び10月21日開催の美郷町中学校新人駅伝競走大会は、熊による人身被害が発生したことや生徒の安全確保が困難な状況であることを踏まえ、今年度は中止といたしました。こういった状況を踏まえ、自由に外で活動ができない小学生以下の子供たちに、安心して活動できる屋内環境を提供するため、11月15日から12月14日まで一部町内公共施設の無料開放を実施しております。

次に、インフルエンザ予防接種における誤接種について報告いたします。

11月5日、町が予防接種の委託業務として実施している「季節性インフルエンザワクチン」の接種において、誤って2歳の小児に対し成人量のワクチンを接種したことが町内医療機関からの

報告により判明いたしました。

担当医が接種直後に接種誤りに気がつき、対象児の母親に対して副反応及びその対処法について説明し、対象児の健康状態の悪化や健康障害の発生等についての確認をしたところ、接種日以降の健康被害は確認されておりません。

町では、当該医療機関に出向き接種手順を確認し、再発防止に向けた指導を行うとともに、引き続き委託医療機関への注意喚起により、安全な接種環境を確保してまいります。

次に、仙南地区の水道の漏水について報告いたします。

11月10日午前10時頃、仙南地区佐野で大規模な水道の漏水事故が発生し、この影響により、仙南地区の一部地域で1時間程度、水が出にくい状況となりました。直ちに復旧作業を行い、漏水箇所周辺の数件は工事のために断水となりましたが、同日午後4時頃には工事が完了し、復旧をいたしました。住民の方々にはご不便をおかけいたしました。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

「豊かさ実感」についてですが、読書・視聴覚環境向上事業として、10月5日、学友館及び中央ふれあい館を会場に美郷町読書フェスタを開催いたしました。当日は、町内ボランティアの3団体による絵本の読み聞かせや人形劇、雑誌リサイクル市、手づくりしかけ絵本教室などを実施いたしました。あわせて、「心に残った本の紹介コンクール」にご応募いただいた864作品の中から、各部門の最優秀賞を受賞した7人の方を表彰するとともに、ご応募いただいた全作品を9月12日から9月25日まで学友館内に、優秀作品を10月5日から13日まで図書館内に展示いたしました。

芸術文化推進事業として、9月11日、野外芸術空間創出事業の第1作目のお披露目会を開催いたしました。当日は彫刻「夢のかなた」を制作された新谷一郎氏によるアーティストトークを行い、作品に込めた思いなどをお話いただきました。

10月17日から11月16日まで、美郷町と大田区友好都市提携20周年並びに美郷町と那珂川町防災協定締結10周年を記念し、学友館特別展「浮世絵版画展 広重・月耕・巴水・松亭が描く時代の景色」を開催し、1,321の方が鑑賞されました。初日には開会行事のほか、大田区立郷土博物館の学芸員並びに那珂川町馬頭広重美術館の学芸員によるギャラリートークを行いました。

「安全安心」についてですが、健康づくり・生活習慣改善事業として、11月13日、ぐっと楽健康教室10周年記念行事及び日本航空株式会社と連携した健康づくり講演会を実施し、152の方が受講されました。この事業では、明治安田生命保険相互会社とも連携し、先進的な健康測定機器

を活用した健康チェックも併せて行いました。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、総務課関係ですが、今年度の後期職員採用試験は、高校卒業程度を対象とした一般行政職など5区分で実施した結果、23人が受験し、3人を採用候補者名簿に登録いたしました。

次に、福祉保健課関係ですが、9月15日、敬老記念行事として、落語家で元秋田県住みます芸人、桂三若氏を講師に迎え、講演会を開催いたしました。メイン会場を公民館、モニター会場を中央ふれあい館とし、当日は合計233の方が観覧されました。

11月14日、今年金婚を迎えたご夫婦へのお祝いとして、各家庭にお伺いし、27組の方へ記念品をお渡しいたしました。

美郷町熱中症予防・省エネエアコン購入支援事業についてですが、10月31日をもって事業が終了し、15世帯に対して合計75万円を助成しております。

次に、こども子育て課関係ですが、10月26日、公民館にて「むし歯のない子表彰式」を行い、令和6年度の3歳児健診で虫歯がなかった子63人を表彰いたしました。

11月15日、北体育館にて、明治安田生命保険相互会社との連携事業として、町内の5歳児を対象に「こどもまんなかフェス in みさと」を開催しました。ブラウブリッツ秋田による親子サッカー教室を行い、当日は親子合わせて24人が参加されました。

次に、商工観光交流課関係ですが、交流のある自治体との取組として、東京都大田区内にて、10月11日、12日に「友好都市ふれあいひろば」、11月1日、2日に「OTAふれあいフェスタ」がそれぞれ開催され、町内製品の販売と観光PR等を行いました。

また、10月25日、26日に開催された美郷フェスタにおいては、北海道中富良野町と栃木県那珂川町の職員それぞれ4人が来町し、各地域の特産品等の販売や観光PRを行いました。

9月25日から27日まで、今年度からの新たな取組であるJALグループ会社社員と町民との交流機会を設ける事業の第2弾「地域の人とつながる美郷体験」を実施いたしました。JALグループ社員7人が参加し、農作業体験に加え、「美郷の水から食までの流れを知る」ことを目的に、六郷の清水を中心とする町内散策や七滝山登山、新米を使ったおにぎりビュッフェを行いました。また、滞在2日目の夜には、町内の農家や企業の方も参加した交流会を行い、相互の交流を深めました。

また、そのほかの事業連携協定を締結している企業との取組として、小川香料株式会社より「美郷まんまの贈答用セット」を、取引のある企業に対して、年末のご挨拶としてお届けする旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

次に、農政課関係ですが、10月25日、26日に総合体育館リリオス及び公民館で「美郷フェスタ2025」を開催しました。「美郷大使佐々木 毅先生と語る会」をはじめとした各種ステージイベントや各種展示、農産物の直売や飲食コーナーなどのほか、農産展や技能功労者などの各種表彰式を行い、2日間で約8,000人が来場されました。

東洋ライス株式会社と秋田おぼこ農業協同組合との包括連携協定に基づき、11月1日から、道の駅美郷と美郷屋で金芽米の店頭販売が始まりました。あわせて、11月4日からは学校給食の米飯で金芽米を提供しております。

また、六郷小学校児童を対象として、9月24日に稲刈り体験を実施したほか、11月18日には金芽米に関する栄養教室を開催いたしました。

そのほかの取組として、11月7日、秋田おぼこ農業協同組合から金芽米の米袋をイメージしたクリアファイルが贈呈されました。同ファイルは、町内小中学校児童生徒に配布し、お米や農業への理解や関心の醸成に活用してまいります。

次に、建設課関係ですが、11月5日、除雪出発式を北除雪センター車庫で行い、作業従事者や交通関係者とともに、安全で円滑な作業の実施を誓い合いました。式では、来賓の方々から激励のお言葉をいただいたほか、なかよし園の5歳児の皆さんからも応援のエールをいただきました。今シーズンは、除雪機械76台で車道約450キロメートル、歩道約52キロメートルの道路除排雪を行ってまいります。

9月から11月末までの主な工事発注状況については、道路維持工事1件、改良工事2件、舗装補修工事7件、河川しゅんせつ工事4件を発注し、発注率は92.3%となっております。また、上下水道の企業会計と特別会計では、工事が施設改修工事5件、業務委託等として、施設保守点検業務2件を発注し、発注率は91.9%となっております。

次に、生涯学習課関係ですが、11月8日、11月30日に公民館を主会場、北ふれあい館、中央ふれあい館をリモート会場として「美郷カレッジ」を開催いたしました。11月8日は中央大学文学部教授鈴木俊幸氏、11月30日は読売新聞東京本社編集委員古沢由紀子氏を講師に迎え、合わせて158人が受講されました。

また、11月30日に公民館及び南ふれあい館を会場に、第8回わらの文化交流の集いを美郷カレッジと同日開催いたしました。講師に千葉大学名誉教授宮崎 清氏を迎え、午後は東京農工大学科学博物館友の会、わら工芸サークル蘆の会によるワークショップを開催し、77人が参加されました。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

同意第2号から第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、固定資産評価委員として、檜森吉裕氏、熊谷弘幸氏を再任、鈴屋和基氏を新たに選任したく同意を求めるものです。

同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてですが、教育委員として東海林貴之氏を新たに選任したく同意を求めるものです。

議案第62号 字区域の変更についてですが、鏑田南谷地地区農地集積加速化基盤整備事業が実施されたことに伴い、字の区域を変更する必要があるため、お諮りするものです。

議案第63号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについてですが、同計画を定めることについてお諮りするものです。

議案第64号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてですが、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当に関する規定を改正したくお諮りするものです。

議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、一般職の職員の、給料月額、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び宿日直手当に関する規定を改正したくお諮りするものです。

議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてですが、地方公共団体情報システムの標準化により、住登外者宛名番号管理機能が共通の機能として実装されることに伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第69号 美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてですが、令和8年度から乳幼児等通園支援事業を実施するに当たり、運営等の基準を定める条例を制定したくお諮りするものです。

議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第71号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第72号 美郷町宿泊施設の料金改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

ですが、宿泊施設の料金改定等に伴い、関係条例の所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第73号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第74号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第75号 美郷町農業集落排水事業基金条例及び美郷町農業集落排水施設設置条例の廃止についてですが、公共下水道事業及び農業集落排水事業を地方公営企業法の財務規定等に適用する下水道事業とするため、それぞれお諮りするものです。

議案第76号 美郷町下水道条例及び美郷町水道事業給水条例の一部改正についてですが、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者が給水装置及び排水設備等に関する工事を行うことができるよう、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第77号 美郷町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正についてですが、耕地面積、販売農家数の減少により、農業委員の定数を変更したくお諮りするものです。

議案第78号 公共施設の管理運営体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、公共施設の管理運営体制の見直しに伴い、関係条例の所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第79号から第82号 指定管理者の指定についてですが、美郷町住民活動センターなど26施設の指定管理者を指定したくお諮りするものです。

議案第83号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第8号についてですが、酒蔵等原料米高騰支援事業補助金の増額、誘致企業奨励金の追加、事業実績による事業費の減額及び給与改定による人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第84号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてですが、財政安定化支援事業繰入金の額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第85号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号についてですが、消費税納付額の増額及び給与改定による人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第86号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてですが、修繕費の増額及び給与改定による人件費の調整等に伴う歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第87号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてですが、広域連合納付金の増額に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第88号 令和7年度美郷町水道事業会計補正予算第3号についてですが、修繕費の増額及び給与改定による人件費の調整等に伴う支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（高橋邦武） 日程第5、陳情第1号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、陳情第1号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第2号の上程、委員会付託

○議長（高橋邦武） 日程第6、陳情第2号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、陳情第2号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第3号の上程、委員会付託

○議長（高橋邦武） 日程第7、陳情第3号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善

を求める」国への意見書提出を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認め、陳情第3号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第4号の上程、委員会付託

○議長(高橋邦武) 日程第8、陳情第4号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認め、陳情第4号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第5号の上程、委員会付託

○議長(高橋邦武) 日程第9、陳情第5号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認め、陳情第5号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第6号の上程、委員会付託

○議長（高橋邦武） 日程第10、陳情第6号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、陳情第6号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第11、同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己） 同意第2号について説明申し上げます。

令和7年12月17日をもって任期満了となります美郷町固定資産評価審査委員会委員として、檜森吉裕氏を選任することについて同意を得たいので提案するものです。

同氏は平成25年12月18日から固定資産評価審査委員会委員に就任されており、広く地域の実情に通じ、固定資産に関する見識があります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋邦武) 日程第12、同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己) 同意第3号について説明申し上げます。

令和7年12月17日をもって任期満了となります美郷町固定資産評価審査委員会委員として、熊谷弘幸氏を選任することについて同意を得たいので提案するものです。

同氏は令和4年12月18日から固定資産評価審査委員会委員に就任されており、広く地域の実情に通じ、固定資産に関する見識があります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(高橋邦武) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

同意第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定いたしました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第13、同意第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己） 同意第4号について説明申し上げます。

令和7年12月17日をもって任期満了となります美郷町固定資産評価審査委員会委員として、鈴屋和基氏を選任することについて同意を得たいので提案するものです。

同氏は現在社会福祉法人に勤務されているほか、農業も営まれていることから、広く地域の実情に通じており、固定資産に関する見識があります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

同意第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第4号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、同意第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定いたしました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第14、同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己） 同意第5号について説明申し上げます。

令和7年12月17日をもって任期満了となります美郷町教育委員会委員として、東海林貴之を任命することについて同意を得たいので提案するものです。

同氏は美郷町商工会の理事や地元青年団の団長を務めるなど、地域づくりに取り組んでいるとともに、PTA役員としても活躍され、教育についても幅広い見識をお持ちの方です。

教育委員として適任であると存じますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

同意第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第5号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第15、議案第62号 字区域の変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第62号について、ご説明します。

提案理由ですが、鍵田南谷地地区農地集積加速化基盤整備事業が実施されたことに伴い、新たな区画に基づき字区域を変更する必要があるため、提案するものです。

議案10、11ページの字区域変更調書に、変更前と変更後の字の区域を記載しております。

また、関連資料としまして、議案資料集の1ページに位置図を、2ページに字区域変更全体図を添付しております。

議案第62号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第62号の説明が終わりました。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第16、議案第63号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第63号について、ご説明します。

提案理由ですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づく美郷町過疎地域持続的発展計画について、現行計画の期間が今年度末で終了することから、令和8年度から令和12年度までの次期計画を定めたく、提案するものです。

本計画の策定に当たっては、秋田県が定める過疎地域持続的発展方針に基づくこととされており、県が本年8月に行った現行の方針の期間及び社会情勢等の変化に対応した時点修正を主とした変更を踏まえ調整し、県との協議が完了しております。

次に、計画の概要ですが、24ページから40ページまでの第1章には、基本的な事項として町の概況、人口や産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展のための基本方針、基本目標、本計画の期間等を記載しております。

41ページの第2章から106ページの第12章までには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第2項第4号で規定する11の分野ごとに、また、107、108ページの第13章には、同第6号で規定する町が必要と認める事項について、それぞれ施策の方針、現況と問題点、その対策、事業計画等を記載しております。

また、109ページ以降には、第2章から第13章までの各分野の事業計画のうち特別事業分、いわゆるソフト事業分の計画をまとめて記載しております。

なお、本計画に記載しております具体の事業については、事業の財源として過疎対策事業債を充当可能であることから、現時点で計画期間内の実施を見込んでいるものとなります。

議案第63号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第63号の説明が終わりました。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第17、議案第64号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第64号について、ご説明します。

提案理由ですが、県内市町村等の状況を踏まえ、美郷町議会議員の期末手当に関する規定を改正する必要があるため、提案するものです。

改正条文は議案の126ページ、新旧対照表は議案資料集6ページになりますが、関連資料によりご説明しますので、議案資料集5ページを併せてご覧ください。

令和7年12月期の期末手当の支給割合について、現行の1.7か月を0.05か月引き上げ、1.75か月とし、年間の支給割合を3.45か月とするものです。

また、令和8年4月以降は、6月期及び12月期の支給割合が均等になるように、それぞれ1.725か月とするものです。

議案の126ページの改正条文のほうに戻っていただきまして、令和7年12月期の改正を第1条で行い、附則にて公布の日から施行、令和8年度以降の改正を第2条で行い、附則にて令和8年4月1日から施行するものです。

議案第64号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第64号の説明が終わりました。

◎議案第65号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第18、議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第65号について、ご説明します。

美郷町町長及び副町長の期末手当の支給割合を改定するものです。

提案理由と改正内容は議案第64号と同様になります。

議案第65号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第65号の説明が終わりました。

◎議案第66号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第19、議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第66号について、ご説明します。

美郷町教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定するものです。

提案理由及び改正内容は議案第64号と同様になります。

議案第66号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第66号の説明が終わりました。

◎議案第67号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第20、議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第67号について、ご説明します。

提案理由ですが、令和7年10月の秋田県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員について、給料月額、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び宿日直手当等に関する規定を改正する必要があるため提案するものです。

改正条文は議案132ページ以降に、新旧対照表は議案資料集の10ページ以降に掲載しておりますが、関連資料によりご説明しますので、議案資料集9ページを併せてご覧ください。

はじめに、秋田県人事委員会勧告の概要ですが、月例給は公民較差を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全年齢層において給料表の水準が引上げとなります。

また、期末手当、勤勉手当は、県内民間の支給割合に合わせ、0.05か月引上げとなります。

通勤手当は一部の距離区分を除いて引上げ、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設します。

宿日直手当は、勤務1回に係る支給限度額が引上げとなります。

この勧告内容を踏まえ、下の枠内の条例の改正の概要ですが、1の令和7年度の給与改定として、(1)の給料表の水準の引上げについては、改正後の給料表を議案132ページ以降に掲載しており、公布の日から施行、令和7年4月1日から適用するものです。

次に、(2)の期末手当、勤勉手当ですが、12月期の支給割合について、期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.025か月引き上げ、年間支給割合を4.65か月とします。

また、再任用職員も同様に期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.025か月引き上げ、年間支給割合を2.45か月とします。

この改正は公布の日から施行、令和7年12月1日適用とするものです。

次に、(3)の令和8年度以降の6月期及び12月期の期末手当、勤勉手当の支給割合ですが、期

末手当を1.2625か月、勤勉手当を1.0625か月とし、再任用職員は期末手当を0.7125か月、勤勉手当を0.5125か月とそれぞれ均等となるように配分し、この改正を令和8年4月1日から施行するものです。

次に、(4)の通勤手当の見直しですが、自動車等使用者の通勤手当について、現行の距離区分の上限90キロメートル以上に対応する支給上限月額を5万4,800円に引き上げるとともに、一部の距離区分を除き、100円から3,400円までの幅で引き上げるものです。

この改正は公布の日から施行、令和7年4月1日から適用するものです。

令和8年度からは距離区分の上限をさらに100キロメートル以上に引き上げ、これに対応する支給上限月額を6万800円に引き上げるとともに、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設し、この改正を令和8年4月1日から施行するものです。

最後に、(5)の宿日直手当の見直しですが、勤務1回に係る支給限度額を4,700円に引き上げるものです。

この改正は公布の日から施行、令和7年4月1日から適用するものです。

議案第67号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第67号の説明が終わりました。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第21、議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第68号について、ご説明します。

提案理由ですが、地方公共団体情報システムの標準化により、住登外者の登録や管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通の機能として実装されることに伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は議案140、141ページになりますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集15ページを併せてご覧ください。

はじめに、第4条ですが、個人番号の利用範囲に本町の住民基本台帳に記録されていない方で、行政サービス上記録しておく必要のある方、これを住登外者といいます。この住登外者を特定

するために固有の番号を付番し管理する住登外者宛名番号管理機能を実装することで保有する情報、これを住登外者宛名情報といいます。この情報の利用について規定しております。

次に、別表第1ですが、町が独自に個人番号を利用できる事務に関し必要な事項を定めており、2の町長が行うことができる事務に、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを加え、以降の番号を繰り下げ、5の教育委員会が行うことができる事務に、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを加えるものです。

別表第2ですが、同一機関内において、別表第1で定めた事務で利用することができる特定個人情報に関し必要な事項を定めており、特定個人情報に住登外者宛名情報について規定するものです。

16ページをお願いします。

別表の第3ですが、同一地方公共団体の他の機関との間で情報照会機関及び利用することができる事務並びに情報提供機関及び提供することができる特定個人情報に関し必要な事項を定めており、事務及び特定個人情報に住登外者宛名情報について規定するものです。

議案の141ページへ戻っていただきまして、附則ですが、この条例は令和8年3月23日から施行するものです。

議案第68号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第68号の説明が終わりました。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第22、議案第69号 美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。こども子育て課長。

○こども子育て課長（高橋 勉） 議案第69号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年4月1日に施行され、令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、運営等の基準を定める条例を制定したく提案するものです。

議案144ページをお願いいたします。

第1章の総則として、第1条では児童福祉法の規定に基づき、基準を定めるものとするものと

し、第2条では用語の意義を、第3条では最低基準の目的等を規定しております。第4条では、事業を行う者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないなどとし、第5条では、事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないなど、事業者の一般原則を規定しております。

146ページをお願いいたします。

次の第2章、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、第1節の通則として、第6条から第19条において、非常災害や安全計画の策定等、自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認、事業所職員の一般的条件や知識及び技能の向上等、利用乳幼児を平等に取り扱う原則や虐待等の禁止、衛生管理等や食事の提供を行う場合に備える設備について規定しております。このほか、事業所内部の規程や備える帳簿、秘密保持等や苦情への対応等についても規定しております。

149ページ下段をお願いいたします。

次の第2節、乳児等通園支援事業の区分として、第20条第1項では、乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分すると規定しております。

第2項では、一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって第3項に定めるものに該当しないものをいうと規定し、第3項では、余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所等を利用する児童数とその施設等の利用定員の総数に満たない場合であって、利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業と規定しております。

150ページ中段の第3節では、一般型乳児等通園支援事業について、第21条から第24条において、事業所の設備や職員の基準、乳児等通園支援の内容や保護者との連絡について規定しております。

154ページ下段の第4節では、余裕活用型乳児等通園支援事業について、第25条では設備及び職員の基準を、第26条では、第23条及び第24条の規定は余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する旨規定しております。

第3章、雑則では、第27条にて書面に代えて当該書面に係る電磁的記録により行うことができる旨規定しております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第69号の説明が終わりました。

◎議案第70号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第23、議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。こども子育て課長。

○こども子育て課長（高橋 勉） 議案第70号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は議案158ページに記載しておりますが、新旧対照表も用いてご説明いたしますので、議案資料集17ページから18ページも併せてお願いいたします。

今回の改正は、児童福祉法第33条の12第2項及び第3項が加えられたことに伴い、条例で同条を引用している箇所を第33条の10第1項各号に改めるとともに、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設により、幼保連携型認定こども園である特定教育保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号とするものです。

新旧対照表中、第1条の美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正では、第15条第1項第1号中、この号及び事業においてを削り、第25条において引用条文を改めるものです。

第2条の美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、第12条において引用条文を改めるものです。

第3条の美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、第12条において引用条文を改めるものです。

議案158ページへお戻り願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第70号の説明が終わりました。

◎議案第71号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第24、議案第71号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。こども子育て課長。

○こども子育て課長（高橋 勉） 議案第71号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は議案160ページに記載しておりますが、新旧対照表も用いてご説明いたしますので、議案資料集19ページも併せてお願いいたします。

今回の改正は、基準府令となります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正にて、健康診断又は母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするもので、この場合において、家庭的保育事業者等は健康診断等の結果を把握しなければならないとするものです。

新旧対照表中、第17条第2項において表を追加し、左の欄の健康診断等により、右の欄の健康診断の全部又は一部を行わないことができるとするもので、この場合において、事業者等はそれぞれ左の欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならないとするものです。

議案160ページへお戻り願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第71号の説明が終わりました。

会議途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時00分）

（午前11時11分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町長より招集挨拶について訂正の申出がありましたので、これを許します。

○町長（松田知己） 先ほどの招集挨拶、行政報告の中において、議案提出の概要中、同意第5号につきまして、同意3号と発言いたしましたので、おわびしながら訂正いたします。

以上です。

◎議案第72号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第25、議案第72号 美郷町宿泊施設の料金改定等に伴う関係条例の整備

に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 議案第72号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、町の宿泊施設の料金改定等を行うため、関係条例の所要の規定を改定したく提案するものです。

はじめに、料金改定等の概要についてご説明いたします。

まず、宿泊料金の見直しに至った背景についてですが、コロナ禍以降、全国的に宿泊料金の高騰が続いており、総務省発表の消費者物価指数によると、2025年6月の宿泊料は前年比でプラス6.5%、新型コロナウイルス禍前の2019年6月比でプラス32%となっております。また、民間の調査会社東京商工リサーチによると、ビジネスホテルの客室単価は2021年3月期の客室単価6,180円から、2025年3月期で1万3,930円と約2倍となっております。こうした価格高騰の背景には、円安、物価高、人件費の上昇が要因と言われており、この影響は美郷町においても同様な影響がございます。こうした影響を踏まえ、宿泊料金の見直し等を行いたく、本条例案を提案するものです。

その具体的な改正内容ですが、1つ目として、宿泊料金の基本上限額の見直しです。

まず、宿泊交流館ワクアスの素泊まりについては、現行大人4,320円、子供3,780円のところ、大人6,600円、子供4,400円とするものです。

千畑温泉サン・アールの素泊まりについても同様に、改正後の金額で大人6,600円、子供4,400円といたします。

六郷温泉あったか山コテージについては、現行1棟当たり7,200円に、加算料金として利用者1人につき1,050円としているところを、改正後の料金では1棟8,800円、加算料金1人につき2,200円といたします。

この価格は、全国的な宿泊料金の高騰と、併せて近隣施設の価格を参考に定めたものです。

改正内容の2つ目として、利用料金の加算についてです。

現行の条例では、繁忙期に限り5,400円を上限に加算できると定めております。これを時期にかかわらず、施設の稼働状況に応じ加算できることに改め、その金額を2万円の範囲内とするものです。

この改正の意図としては、時期にかかわらず、施設の稼働状況や近隣のイベント開催等に応じ、柔軟に利用権設定できるよう改めることで、より収益を高める取組を可能とするためです。

改正内容の3つ目としては、施設の利用廃止についてです。

宿泊交流館ワクアスの多目的室の宿泊利用及びあったか山バンガロー、キャンプ場については、これまでの利用実績及び利用受付状況を踏まえ、廃止とするものです。

以上の内容を踏まえた改正条文は議案の162ページからにて記載しておりますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集20ページをご覧ください。

第1条による改正では、美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正を行っております。

別表第2において、宿泊室の全ての区分において、1人1泊の利用料金の上限を大人6,600円、小・中学生4,400円とするとともに、表の一番右に記載の摘要欄において、施設の稼働状況等に応じ、2万円の範囲内で利用料金の上限に加算できる規定を設けるものです。

また、別表第2において、これまで多目的室の宿泊料の規定を設けておりましたが、利用実績を踏まえ削除するとともに、別表第2の備考の7において繁忙期の規定を定めておりましたが、この摘要欄の改正に伴い削除し、以降の項目を繰り上げるものです。

第2条による改正では、千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を行っております。

資料集の21ページをご覧ください。

先ほどの改正同様、別表2において、宿泊料金を大人6,600円、子供4,400円に改めるとともに、摘要欄で加算上限額の改正をし、備考欄での繁忙期の規定を削除いたします。

第3条による改正では、六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を行っております。

資料集21、22ページを併せてご覧ください。

まず、六郷温泉におけるバンガロー、キャンプ場についてですが、町のハザードマップにおいて、施設の一部が特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されて以降、利用受付を休止していることから、本条例の第4条、別表1及び別表2に規定しているこの2施設に係る条文を削除いたします。

次に、コテージの宿泊料金の改定として、別表2で定める1棟1泊の料金を8,800円に、宿泊者1人につき加算できる金額を2,200円に改めるとともに、摘要欄において加算上限額を改定し、備考欄での繁忙期の規定を削除いたします。

議案資料集23ページをご覧ください。

最後に、第4条による改正で、雁の里山本公園設置条例の一部改正を行っております。

雁の里山本公園のバンガローの別表、摘要欄における加算上限額の規定を改正し、備考の6で

定めていた繁忙期の規定を削除し、以降の項目の繰上げを行うものです。

議案にお戻りいただきまして、164ページをお願いいたします。

附則において、本条例の施行日を令和8年4月1日からとするものです。

議案第72号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第72号の説明が終わりました。

◎議案第73号から議案第75号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第26、議案第73号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第27、議案第74号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第28、議案第75号 美郷町農業集落排水事業基金条例及び美郷町農業集落排水施設設置条例の廃止について、以上の3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、一括議題として上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） それでは、議案第73号から第75号まで順次説明をいたします。

議案第73号の条例案は、166ページから169ページです。

公共下水道事業及び農業集落排水事業を、地方公営企業法の財務規定等の適用にする下水道事業とするため、条例の制定を提案するものです。

第1条では、下水道事業の設置を定義しております。

第2条では、地方公営企業法に規定する財務規定等を下水道事業に適用することを定めております。

第3条では、第1項に企業経営としての原則を定め、また、第2項及び第3項には、現在の下水道処理区域及び施設を定めており、公共下水道事業は下水道法の規定する事業計画に定められた区域とし、また、農業集落排水事業は168ページからの別表に記載のとおり、現在の5地区としております。

第4条では、重要な資産の取得及び処分基準を定めるものです。これは町の条例と同様としております。

第5条では、議会の同意を要する下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除の基準に

について定めるものです。これも町の規定と同様としております。

第6条では、議会の議決を要する下水道事業の業務に関する負担付きの寄附などについて定めるものです。これも町の規定と同様としております。

第7条では、会計事務などのうち、会計管理者の権限で行う事務について定めるものです。

第8条では、業務状況説明書類の作成などに関する規定を定めるものです。

附則ですが、この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものです。

続きまして、議案第74号について説明をいたします。

これまでの説明のとおり、下水道事業会計への移行に伴いまして、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は議案172ページに記載をしておりますが、新旧対照表にて説明をいたしますので、議案資料集24ページ、25ページをご覧ください。

第1条の美郷町課設置条例の一部改正につきましては、建設課の分掌事務の欄の3番、下水道の表記を下水道事業に改めるものです。

第2条の美郷町情報公開条例の一部改正につきましては、水道事業の表記の後に下水道事業を加えるものです。

第3条の美郷町特別会計条例の一部改正につきましては、両会計を削除し、後期高齢者医療特別会計を2号とするものです。

議案第172ページに戻っていただきまして、附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第75号についてご説明いたします。

これまでの説明のとおり、下水道事業会計への移行に伴いまして、農業集落排水の2つの条例について廃止といたく提案するものです。

附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第73号から75号までの説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第73号から議案第75号までの説明が終わりました。

◎議案第76号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第29、議案第76号 美郷町下水道条例及び美郷町水道事業給水条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第76号につきまして、ご説明をいたします。

改正条文は議案176ページに記載をしておりますが、新旧対照表にて説明をいたしますので、議案資料集26ページをご覧ください。

改正の経緯ですが、令和6年1月に発生した能登半島での地震の際、各被災地域において、地元の指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店が不足し、宅内配管の復旧作業が長期化したことを踏まえ、国土交通省より災害その他非常の場合において、他の市町村の指定を受けた者が給水装置及び排水設備に関する工事を可能とする技術的助言の通知があり、本町においても、所要の規定を改正したく提案するものです。

第1条の美郷町下水道条例の一部改正並びに第2条の美郷町水道事業給水条例の一部改正につきましては、災害時において迅速に復旧ができるよう文言の追加をするものです。

議案176ページに戻っていただきまして、附則ですが、この条例は公布の日から施行するものです。

議案第76号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第76号の説明が終わりました。

◎議案第77号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第30、議案第77号 美郷町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加藤隆輝） 議案第77号につきまして、ご説明いたします。

提案理由ですが、耕地面積、販売農家数の減少により、農業委員の定数を変更したく提案するものです。

改正内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集27ページをお願いいたします。

第2条で、美郷町農業委員会の委員の定数を17人から16人とするものです。

議案178ページをお願いいたします。

附則ですが、施行期日を令和8年7月20日からとしております。

議案第77号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第77号の説明が終わりました。

◎議案第78号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第31、議案第78号 公共施設の管理運営体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中田裕克） 議案第78号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、公共施設の管理運営体制の見直しに伴い、関係条例の所要の規定を改正したく提案するものです。

はじめに、今回の見直しに至った経緯についてご説明いたします。

町では、これまで公共施設の適切な維持管理及び運営に努めてまいりましたが、財政環境の変化を見据えた効率的な施設運営を図るため、施設の利用状況等を踏まえた見直しを行うものであります。

改正条文につきましては180ページに記載しておりますが、新旧対照表と併せてご説明いたしますので、議案資料集28ページをお願いします。

今回、条例の一部改正となる対象施設は、歴史民俗資料館、屋内スポーツ館、住民活動センターの3施設であります。いずれの施設も令和6年度において開館時間及び休館日等の見直しを行っておりますが、見直し後及びこれまでの利用実績等を踏まえ、さらなる効率的な施設運営を図るものです。

はじめに、第1条による改正の美郷町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、第8条の開館時間を午前9時から午前10時に改めるものです。

次に、第2条による改正の美郷町屋内スポーツ館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、第6条の休館日を毎週月曜日から毎週月曜日及び火曜日に、ただし、月曜日又は火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日、以下「祝日法による休日」に当たる場合はその翌日とし、当該翌日が火曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日後において最も近い祝日法による休日でない日に、また、同一週の月曜日及び火曜日がともに祝日法による休日に当たる場合は、同一週の水曜日以後で最も近い祝日法による休日でない日及びその翌日に改めるものです。

具体的には、月曜日及び火曜日が祝日法による休日に当たる場合は開館し、祝日法による休日

明けの2日間を休館とするものです。これにより、隣接する歴史民俗資料館と同様に毎週月曜日及び火曜日を休館日とした管理体制となります。

次に、第3条による改正の美郷町住民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、第6条の休館日を毎週月曜日から毎週日曜日及び月曜日に改めるものです。具体的には祝日法による休日等にかかわらず、毎週日曜日及び月曜日を休館とするものです。

見直しによる影響についてですが、歴史民俗資料館及び屋内スポーツ館については隣接する施設と同様の休館日となること、過去3年の利用実績等を踏まえた見直しであること、住民活動センターについては日曜日に利用したい場合、近隣の北ふれあい館や中央ふれあい館などの他の公共施設が利用いただけることや、連休などで他の公共施設が火曜日に休館となる場合は、住民活動センターが利用できるなど、双方の施設でメリットがあることなどから、見直しによる影響は少ないものと考えております。

181ページにお戻り願います。

附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

議案第78号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第78号の説明が終わりました。

◎議案第79号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第32、議案第79号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第79号について、ご説明します。

今年度で指定期間が終了する美郷町住民活動センター、美郷町屋内スポーツ館及び美郷町歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、10月22日付で特定非営利活動法人みさぼーとより指定管理者の指定の申請があり、美郷町指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者に選定しました。

引き続き、美郷町住民活動センター、美郷町屋内スポーツ館及び美郷町歴史民俗資料館の指定管理者として指定するため提案するものです。

指定期間は、令和8年4月1日から3年間です。

議案第79号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第79号の説明が終わりました。

◎議案第80号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第33、議案第80号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 議案第80号について、ご説明いたします。

議案の185ページから187ページまでお願いいたします。

今年度で指定期間が終了する議案の1、指定管理者に管理させる公の施設に記載しております20施設の指定管理者の指定について、10月16日付であきた美郷づくり株式会社より指定管理者の指定の申請があり、美郷町指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者に選定いたしました。

つきましては、あきた美郷づくり株式会社を指定管理者として指定したく提案するものです。

なお、指定期間は令和8年4月1日から3年間となります。

議案第80号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第80号の説明が終わりました。

◎議案第81号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第34、議案第81号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高塚 剣） 議案第81号について、ご説明いたします。

議案の189ページをお願いします。

今年度で指定期間が終了する美郷町あつたか山直売所の指定管理者の指定について、10月27日付で美郷町あつたか山直売所運営協議会より指定管理者の指定の申請があり、美郷町指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者に選定いたしました。

引き続き、美郷町あつたか山直売所の指定管理者として指定するため提案するものです。

なお、指定期間は令和8年4月1日から3年間となります。

議案第81号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第81号の説明が終わりました。

◎議案第82号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第35、議案第82号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高塚 剣） 議案第82号について、ご説明いたします。

議案の191、192ページをお願いします。

今年度で指定期間が終了する美郷町アクティセンター及び美郷町堆肥センターの指定管理者の指定について、10月27日付で株式会社美郷の大地より指定管理者の指定の申請があり、美郷町指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者に選定いたしました。

引き続き、美郷町アクティセンター及び美郷町堆肥センターの指定管理者として指定するため提案するものです。

なお、指定期間は令和8年4月1日から3年間となります。

議案第82号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第82号の説明が終わりました。

◎議案第83号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第36、議案第83号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第8号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第83号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に7,455万円を追加する件及び地方債補正1件です。はじめに、198ページ、第2表地方債補正についてご説明します。

過疎対策事業債について、充当する事業の事業費の確定及び増額に伴い、限度額を変更するものです。詳細につきましては、歳入でご説明します。

続きまして、歳入についてご説明します。202、203ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源として充当するものです。

○福祉保健課長（大澤 修） 14款1項1目民生費国庫負担金1節保険基盤安定負担金の保険者支援分、未就学児均等割保険税負担金、産前産後保険税負担金は、いずれも額の確定による国負担分2分の1の差額計上です。

2節障害者自立支援給付費負担金ですが、更生医療給付費の実績により不足が見込まれること

から、国の負担分負担率2分の1を増額するものです。

1項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、2項1目1節の社会保障税番号制度システム整備費補助金ですが、改正戸籍法が5月26日に施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を記載するための確認通知書を発送する業務を行いました。この業務完了に伴う減額でございます。

詳細は歳出にてご説明いたします。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2目民生費国庫補助金の2節妊婦のための支援給付交付金は、胎児1人につき5万円を支給する子育て応援金の財源となるものです。制度変更により、令和7年度から妊娠8か月時の面談後の支給となったことで、昨年度に比べ、前倒しでの支給となったことから、今後の見込みにより、対象となる人数を当初の50人から10人増やすことで50万円を増額し、加えて、令和7年度より全額国負担となりましたが、過年度対応として、一部県と町の負担分を控除し予算計上しており、今後該当見込みがないことで、全額国負担として13万4,000円を、合わせて63万4,000円を増額するものです。

2目の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 3目衛生費国庫補助金2節感染症予防事業費等国庫補助金ですが、予防接種履歴を自治体間で情報連携するためのシステム改修に要する経費の補助で、交付決定に基づき計上するものです。

2項の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、3項1目3節参議院議員選挙委託金ですが、実績による減額です。

14款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 15款1項1目民生費県負担金1節保険基盤安定負担金の保険税軽減分から同節の産前産後保険税負担金までは、いずれも額の確定による県負担分の差額計上です。

204、205ページをお願いいたします。

2節障害者自立支援給付費負担金は、更生医療給付費の実績により不足が見込まれることから、県の負担分負担率4分の1を増額するものです。

1項の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、2項1目1節生活バス路線維持費補助金は、補助対象である角館六郷線について、燃料高騰等の要因により運行に要する経常費用が増加したことによる増額です。

○福祉保健課長（大澤 修） 2目民生費県補助金1節障害者支援施設等物価高騰対策支援事業費補助金及び2節介護保険施設等物価高騰対策支援事業費補助金については、いずれも事業完了による精算となります。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、3節出産・子育て応援事業費補助金は、子育て応援金の全額国負担とすることで減額するものです。

その下のあきた出産おめでとう給付金事業費補助金は、妊娠8か月時の面談後、胎児1人につき2万円を支給するあきた出産おめでとう給付金の財源となるものです。対象人数を、当初の50人から10人増やすことでの増額です。

2目の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、4目農林水産業費県補助金の3節中山間地域等直接支払交付金ですが、事業量の増加に伴い増額となるため、不足分を増額するものです。

詳細については歳出でご説明します。

2項県補助金の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、3項1目4節統計調査費委託金は、経済センサス及び農林業センサスの実施に係る委託金の額の確定による補正です。

○総務課長（武田浩之） その下の5節秋田県知事選挙費委託金ですが、選挙事務に従事した職員の時間外手当について、給与改定に伴う差額が追加交付となることによる増額です。

16款2項1目1節土地売払収入ですが、旧今泉住宅の譲与に伴い、附帯した町有地の売払収入になります。

2目1節物品売払収入ですが、除雪ドーザ1台、除雪トラック2台、消防用小型動力ポンプ3台の売払い実績によるものです。

17款1項1目1節一般寄付金ですが、企業団体からの寄附金2件分です。

17款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 206、207ページをお願いします。

20款5項4目雑入1節後期高齢者医療療養給付費負担金精算金ですが、令和6年度実績に伴う負担金の精算受入れとなります。

○農政課長（高塚 剣） 次の機構集積協力金返還金ですが、機構集積協力金の交付を受けた者が協力金の返還義務が生じたことによる返還金で2件分を追加するものです。

詳細については、歳出でご説明します。

20款諸収入の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きますして、21款1項1目2節移住・定住促進事業債の過疎対策事業債は美郷暮らし促進奨励事業費の確定による減額、6目4節農業振興事業債の過疎対策事業債は6次産業化推進事業費の実績見込みによる増額です。

歳入の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きますして、歳出についてご説明します。

はじめに、特別職及び会計年度任用職員を含む職員人件費について一括してご説明します。

今回の人件費の補正は、議案第64号から議案第65号、66号でご説明した議会議員及び特別職の期末手当の支給率改定、議案第67号でご説明した職員の給料表改定、期末勤勉手当の支給率改定、通勤手当及び宿日直手当の引上げ等による調整が主なものです。

人件費の補正概要について、給与費明細書にてご説明しますので、議案236ページをお願いします。

はじめに、特別職の1節報酬ですが、在職議員数に合わせて調整したことによる減、その他の特別職は、今年度実施した各選挙の投票管理者、立会人等の報酬日額の実績等による減です。

3節期末手当ですが、町長、副町長及び教育長は支給率改定により11万1,000円の増、議員は在職議員数の減と、支給率改定による増の差引きで30万5,000円の減です。そのほかは、通勤手当が1,000円の増です。

次に、237ページの一般職ですが、中段のアの会計年度任用職員以外の職員のうち、職員数の減は、年度途中の退職者があったことによるものです。

また、給与改定等に伴い、2節給料が2,347万円の増、3節職員手当が920万8,000円の増です。

4節共済費は、今年度の追加費用の額の確定により567万円の減です。

その下の職員手当の内訳ですが、主なものとして、通勤手当、日直手当、期末勤勉手当は給与改定等に伴う増、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は各選挙の実績に伴う減、その他の手当は年度途中の支給決定等に伴う増減です。

下段のイの会計年度任用職員ですが、給与改定等に伴い、1節報酬が1,637万1,000円、2節給料が1,013万円、3節職員手当が689万4,000円、4節共済費が156万2,000円とそれぞれ増です。

その下の職員手当の内訳ですが、給与改定等に伴う増となります。

なお、給与費明細書にはありませんが、8節の費用弁償は短時間勤務会計年度任用職員の通勤手当で、通勤手当の見直しに伴い、不足分を調整しております。

人件費の補正概要は以上となりますので、以降、各款項目の人件費の個別の説明は省略させていただきます。

人件費に関する説明は以上です。

議案の208、209ページに戻っていただきまして、職員人件費以外の歳出についてご説明します。

2款1項1目一般管理費10節の消耗品費ですが、各課で使用するコピー用紙や高速インクジェット複合機用インク購入費をこの予算科目に計上しておりますが、購入単価の上昇等により、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものです。

12節設計監理委託料、その下の案内掲示板製作委託料、1つ飛びまして、14節庁舎1階レイアウト変更工事ですが、来庁者の利便性等を踏まえた庁舎レイアウトについて検討した結果、2階にあるこども子育て課を1階に配置して、令和8年度から新たな執務体制とすることといたしました。その準備に要する経費として、それぞれ実施設計に係る予算、庁舎案内表示の修正に係る予算、庁舎1階事務室の配線等に係る予算となります。

1つ上に戻っていただきまして、13節農業集落排水施設使用料ですが、役場庁舎に係るもので、今後の使用見込みにより不足が見込まれるため増額するものです。

1目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、2目行政推進費の7節報償金は、美郷町男女共同参画住民懇話会委員の活動が増加したことによる増額分が3万2,000円、美郷フェスタ開催事業の完了による減額分が3万円で、差引き2,000円を増額するものです。

210、211ページをお願いします。

10節消耗品費及び燃料費、11節手数料、12節看板製作委託料及びイベント開催等委託料、13節車両借上料は、美郷フェスタ開催事業の完了による不用額を減額するものです。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、土地借上料ですが、金沢西根コミュニティセンターの土地借上げに伴うもので、土地所有者との賃貸借契約に基づき、米の時価を算定基準としております。令和6年度と令和7年度の米の価格を比較した結果、60キログラム当たりの仮渡金が約1.7倍となり、当初予算において一定の価格上昇を見込んでおりましたが、これをさらに上回ったため、不足分を増額するものです。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、18節生活バス路線等維持費補助金は、路線バスの路線維持のため、羽後交通株式会社に対する補助金で、令和6年10月から令和7年9月までの各路線の経常損益を基準に補助額が算定されるもので、角館六郷線及び千屋線の損失額が増加し、補助金が増額となることから、不足分を増額するものです。

2目の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、5目の財産管理費ですが、歳入でご説明した土地及び物品

売払収入の補正に伴う財源補正になります。

5目の説明は以上です。

○**商工観光交流課長（高橋晋一）** 続きまして、6目企画費の12節委託料のうち看板等製作委託料ですが、本年8月に秋田おばこ農業協同組合、東洋ライス株式会社と包括連携協定を締結したことに伴い、庁内の温泉施設や道の駅に設置している連携企業や自治体等を紹介するパネルの増設に係る委託料です。

その下の換金業務委託料ですが、物価高騰対策として実施した美郷町生活支援券の事業完了に伴う減額です。生活支援券は4,981世帯に支給し、使用金額3,363万7,000円で、主要換金率は96.47%でした。

次に、18節美郷暮らし促進奨励金ですが、事業完了に伴う減額となります。今年度の美郷暮らし促進奨励金の実績は35件で、補助金額897万7,000円でした。

6目の説明は以上です。

○**住民生活課長（木村英彰）** 続きまして、8目交通安全対策費10節の修繕料ですが、カーブミラーの支柱やミラー板の修繕費用に不足が見込まれるため、補正するものでございます。

次の9目防犯対策費10節の修繕料ですが、落雷等による防犯灯の自動点滅器が故障し、正常に動作しないなどの症状が発生している箇所の修繕のため補正するものです。

14節の防犯灯設置工事ですが、住民からの要望を受け、10か所追加設置したく補正するものでございます。

次のページ、212、213ページをお願いします。

中段、3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を記載するための確認通知書を8月8日、1万2,774通発送いたしました。令和8年5月25日までに届出がなかった場合は、通知に記載されている振り仮名が戸籍に記載されることとなります。

11節通信運搬費並びに12節戸籍振り仮名通知作成業務委託料は、実績による減額でございます。

以上で3項の説明を終わります。

○**総務課長（武田浩之）** 続きまして、4項4目参議院議員選挙費、次のページからの5目美郷町議会議員一般選挙費は実績による減額です。

4項選挙費の説明は以上です。

○**企画財政課長（深澤文仁）** 216、217ページをお願いします。

続きまして、5項2目基幹統計費の10節消耗品費及び11節通信運搬費は、歳入でご説明いたしました経済センサス及び農林業センサスの実施に係る消耗品費の減額及び郵送に要する費用の増

額です。

2 款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費18節熱中症予防省エネエアコン購入支援事業補助金ですが、事業完了による減額です。

2 目障害者福祉費18節自動車運転免許取得費補助金ですが、令和 7 年度において、3 件分を交付済みで、今後の申請に備え増額するものです。

次の障害者支援施設等物価高騰対策支援事業補助金は、事業完了による減額です。

19節更生医療給付費ですが、これまでの実績により不足が見込まれることから増額するものです。

3 目高齢者福祉費10節消耗品費及び12節イベント開催等委託料、次の218、219ページ、13節機器借上料ですが、9 月15日に開催しました敬老記念行事の事業完了による減額です。

ページ 1 つ戻りまして、12節軽度生活援助事業委託料ですが、これまでの事業実績により不足が見込まれますので増額するものです。

218、219ページをお願いします。

18節介護保険施設等物価高騰対策支援事業補助金は、事業完了による減額です。

4 目医療給付費27節国民健康保険特別会計繰出金、その下の後期高齢者医療特別会計繰出金は、いずれも額の確定によるものです。

1 項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2 項 1 目児童福祉総務費の18節子育て応援金は、これまで出産後の面談を経て支給していましたが、制度変更により、令和 7 年度より妊娠 8 か月での面談後の支給と前倒しになったことで、今後の見込みにより、対象となる人数を当初の 50 人から 10 人増やすことで、50 万円を増額するものです。

その下のあきた出産おめでとう給付金も同様の理由によりまして、10 人分、20 万円を増額するものです。

22節返還金は、令和 6 年度出産子育て応援金に係る国庫補助金の額の確定によるものです。

続いて、3 目児童福祉施設費につきましては、220、221ページ上段をお願いいたします。

10節修繕料は、町内 3 園、こども園に要するもので、これまでの実績により、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものです。

その下の賄材料費はこども園での給食提供に関わるもので、令和 7 年産米の契約により額の上昇、併せて食材料費の高騰により、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものです。

12節保育業務委託料は、町外施設を利用する者に関わるもので、これまでの実績に伴い、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものです。

次の4目子育て支援費の7節報償金は、こども園での子育てに関する保護者向け研修会等における講師招聘に要するもので、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものです。

10節修繕料は放課後児童クラブに要するもので、これまでの修繕により、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものです。

12節放課後児童クラブ支援業務委託料は、夏休み等での職員配置補助としてシルバー人材センターからの派遣に要するもので、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものです。

19節すこやか子育て支援事業助成は、広域委託児に係る副食費や保育料の助成に係るもので、これまでの利用実績により、当初予算140万円余りに対し、10月末で予算残額が27万4,000円ほどとなり、今後も利用者の増加が見込まれることから、必要とする額を140万円ほどと積算し、その不足額を増額するものです。

続いて、5目児童措置費の22節返還金は、令和6年度児童手当交付金の額確定と、令和6年度子ども・子育て支援事業費補助金での制度改正準備事務費の実績に伴うものです。

3款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 4款1項1目保健衛生総務費10節修繕料ですが、保健センターのガス関連設備の修繕及び小破修繕のための増額補正です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、22節返還金は、令和6年度未熟児養育医療費の額確定に伴うもので、3名の実績によるものです。

1目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 次のページ、222、223ページをお願いします。

2項1目清掃費18節の生ごみ処理容器設置費補助金ですが、生ごみ処理機の補助に関する問合せが寄せられており、3基分を追加したく補正するものです。

以上で4款の説明を終わります。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、5款1項2目雇用対策費18節雇用促進支援金ですが、新たな雇用創出を目的に、60歳未満の町民を正社員として6か月以上雇用した場合に支給する支援金となります。現時点での給付実績は5名ですが、町内企業に今後の申請見込みを確認したところ、今後さらに17名程度の申請見込みであり、今後の不足分を計上するものです。

5款の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時59分)

(午後 1時00分)

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続けてください。

○農政課長（高塚 剣） 議案の222、223ページをお願いいたします。

続きまして、6款1項3目農業振興費の10節食糧費ですが、協定企業等との意見交換会に要する食糧費について不足が見込まれるため増額するものです。

次に、18節6次産業化支援事業補助金ですが、追加要望に対応するため、2件分を増額するものです。

次の猟友会活動強化事業補助金ですが、熊の出没が増加した令和7年7月から11月までの期間において、猟友会が取り組んだ大量出没に対応するための熊の効果的な捕獲に向けた検討や、出没が見込まれる場所の確認などの研修活動に対して、活動実績に応じて補助金を交付するものです。対象者は、美郷地方猟友会で補助金額が簡易な研修活動に取り組んだ時間に交付単価1人1時間当たり1,000円を乗じた額の合計額で、補助金の上限額は1団体当たり100万円になります。予算額ですが、期間内に会員15名が研修活動に70時間取り組んだと見込み、100万円を追加するものです。

続きまして、4目担い手対策費の22節機構集積協力金返還金ですが、機構集積協力金のうち、農地中間管理機構に農地を貸し付けて離農した者等に交付した経営転換協力金について、交付を受けた者が事情により農地中間管理機構との農地賃貸借契約を中途解約したことに伴い、交付要件を満たさなくなったことから、協力金の返還義務が生じたことによる国への返還金で2件分を追加するものです。

なお、財源は全額返還義務者からの返還金になります。

続きまして、7目農村整備費の18節中山間地域等直接支払交付金ですが、交付対象面積のうち、スマート農業の取組に対して加算措置が適用になることに伴う増額となるため、不足分を増額するものです。

なお、負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1です。

224、225ページをお願いします。

続きまして、2項1目林業費の10節消耗品費12節七滝「水の森」植樹事業委託料、13節物品借上料ですが、七滝「水の森」植樹事業及び関連作業の完了に伴い、不用額を減額するものです。

6 款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一）　続きまして、7 款 1 項 2 目商工振興費の18節負担金、補助及び交付金のうち商工業振興奨励金ですが、本奨励金は町内の事業者が150万円以上の機械装置を整備した場合に、固定資産税の2分の1相当額を支給するものですが、昨年度からの継続事業で、令和5年度に町内の菓子製造業者が設置した機械に対し補助を行うため計上するものです。

その下の誘致企業奨励金ですが、本年2月に町の誘致企業として認定した株式会社プログレスダイカスト秋田のダイカスト工場、アッセンブリー工場に対する誘致企業奨励金となります。町の誘致企業に対する奨励金として、固定資産税の課税相当額の奨励金、町内居住者常時雇用奨励金の2つの奨励金があり、固定資産税の奨励額として54万7,000円、雇用奨励額として町内居住の雇用者1人当たり5万円で50人分として250万円、それぞれ計上しております。

その下の酒蔵等原料米高騰支援事業補助金ですが、本年6月の定例会の補正予算として計上した補助事業で、米の価格高騰により原材料の価格高騰を受けている町内の日本酒、みそ等の製造業者に対する補助事業となります。6月の補正予算では、補助額を令和7年産米1俵当たり2,000円、1事業所当たりの補助上限額を200万円としておりましたが、その後のさらなる価格高騰を受け、補助上限額は設けず、1俵当たりの補助額を6,000円といたしたく、その増額分を計上するものです。

続きまして、3目観光費の10節需用費の消耗品費は、六郷のカマクラ行事の機運を高めるため、名水市場湧太郎内において、その展示コーナーを設置したく、展示に係る消耗品となります。現時点の展示内容としては、行事の様子を伝える写真の展示や、記念撮影ができるフォトブースの設置、ハンガーなどにはんてんを着せて、竹うちの雰囲気伝えることなどを予定しております。

続きまして、12節委託料、登山道案内標柱等製作委託料ですが、真昼岳善知鳥口の登山ポストが、恐らく熊によるものと思われませんが、破壊されたため、その製作に係る委託料です。

14節工事請負費の1行目、名水市場湧太郎北側外壁カバー工事ですが、名水市場湧太郎の北側外壁下部において外壁が剥がれている箇所があり、腐食が進むのを防ぐためカバーを施したく、その工事費用を計上するものです。

その下の名水市場湧太郎非常用発電機蓄電池交換工事ですが、本年9月の消防設備点検において、蓄電池の取替え時期の目安が過ぎているとの指摘があり、その交換工事に係る費用となります。

続きまして、4目温泉施設費の10節需用費の消耗品費及び11節役務費の手数料ですが、湯とびあ雁の里温泉の消防設備点検において、今年いっぱい耐用年数を迎える消火器17本があるとの

指摘があり、10節消耗品費においては消火器本体を、11節手数料においては消火器更新の際に貼りつけられるリサイクルシールの費用を、それぞれ計上するものです。

1行戻りまして、10節需用費のうち光熱水費ですが、町内3温泉の電気料及び千畑温泉サン・アールの水道料の今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

続きまして、14節工事請負費の六郷温泉あったか山非常放送設備更新工事ですが、あったか山の館内で注意喚起等のため放送設備を使用した際、正常に作動しない事象が何度か発生したことに加え、現在の放送設備は1993年製と製造から30年以上経過していることから、設備一式を更新したく、その工事費用を計上するものです。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 226、227ページをお願いいたします。

8款2項2目10節修繕費の増額につきましては、除雪機械車検整備等を行ったところ、追加整備等が多く、今後除雪シーズン中の修繕予算に不足が見込まれるため増額計上しております。

また、盗難被害に遭った橋名板につきましては、橋の名称の板のみ設置することとして、8橋分を計上しております。

5項1目27節繰出金は、議案第85号の下水道事業特別会計補正予算において、補正財源の一部として、一般会計からの繰出金を増額するものです。

8款は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 228、229ページをお願いします。

10款1項3目教育助成費10節光熱水費ですが、六郷及び仙南スクールバス車庫洗車機の水道料予算に不足が見込まれることから増額するものです。

2項1目学校管理費10節光熱水費ですが、料金価格の上昇などにより、千畑小学校の電気料、水道料及びガス代予算に不足が見込まれることから増額するものです。

13節下水道使用料については六郷小学校において、また農業集落排水施設使用料については千畑小学校において、それぞれ今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

3項1目学校管理費10節光熱水費ですが、美郷中学校の電気料及び水道料について、また、230、231ページ、上段の13節下水道使用料について、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

3項の説明は以上です。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、4項1目社会教育総務費ですが、10節食糧費、12節イベント開催等委託料、13節車両借上料は、二十歳の集い、舟ッコ流しなどの事業完了に伴う減額、

18節カマクラ行事継承会補助金は、竹うち実施の際に観客等の安全確保のための防御壁を設置するよう警察から指示があったことから、材料費及び設置費用分として補助金を増額するものです。

防御壁の概要についてですが、東西の本部やぐら前に高さ1.5メートル程度の仮設の防御壁を約16メートル設置するものです。

なお、警察との事前協議は既に終えており、了承いただいた内容により予算計上しております。

次の2目図書館費7節報償金は、読書フェスタ及び手作り絵本教室の事業完了による減額です。

次の4目社会教育施設費ですが、10節燃料費及び光熱水費は、公民館等の社会教育施設の実績見込みによる増額、修繕料は施設の老朽化等による修繕の増加により、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

次の12節施設管理委託料は、降雪等による倒木枝処理等の委託料で、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

次の設計監理委託料は、歴史民俗資料館及び屋内スポーツ館の防水改修工事の実設計業務完了に伴う減額です。

次の14節学友館火災受信機更新工事ですが、消防設備点検において、現時点では通常の運用に支障はないものの、製造から30年以上経過していることや、点検時にのみ一部不具合が生じることから、受信機本体を更新交換するものです。

232、233ページをお願いします。

5項1目保健体育総務費ですが、11節手数料及び損害保険料、12節中学校新人駅伝競走大会交通整理委託料は、熊の出没等により、選手並びに関係者の安全確保が困難なことから、中学校新人駅伝競走大会の中止に伴い減額するものです。

次の2目保健体育施設費ですが、10節燃料費及び12節施設管理委託料から下段の浄化槽清掃管理委託料までは、プールパークみさとの営業終了及び北運動公園の実績見込みによる減額です。

戻りまして、10節光熱水費は、南野球場、南運動公園の電気料等の実績見込みによる増額、次の修繕料は、施設の老朽化等による修繕の増加により、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

なお、修繕料につきましては、各施設の実績見込みの増減により、99万9,000円の増額となっております。

14節路面標示工事は、宿泊交流館ワクアスの駐車場区画線工事の完了により減額するものです。

2目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 3目学校給食費1節報酬ですが、給食の提供に係る食材費高騰の

状況を鑑み、給食費の原材料費 1 食分に相当する額を明確にするために増額改定したく、町学校給食センター運営委員会にて審議いただくための委員報酬を増額するものです。

教職員や給食センター調理員の負担は増えますが、保護者の給食費増額分については引き続き町予算を充て支援いたしますので、保護者負担の増額はありません。

10節燃料費及び光熱水費ですが、料金価格の上昇により、また修繕料については、施設設備の老朽化により不具合箇所が増えており、北及び南学校給食センターにおいて、それぞれ今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

また、給食材料費については、本年11月から提供している新米の契約価格並びに副食材料費の上昇を踏まえ、給食の栄養バランス、質及び量を維持するために、給食費の原材料費 1 食分に相当する額として、10月までの提供分、小学生等330円、中学生等360円に、それぞれ30円を加え提供しており、今後の不足予算を増額するものです。

なお、現状の保護者負担の給食費はこれまでと同様の小学生275円、中学生305円であり、差額の85円については、引き続き町予算を充てて支援しているところです。

10款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、12款 1 項 2 目22節繰替運用利子は、今後の基金の繰替運用に備え、金利上昇を踏まえ増額するものです。

12款の説明は以上です。

234、235ページをお願いします。

14款予備費は、今後の緊急かつ予見しづらい経費の支出に迅速に対応するため、現在の執行状況を踏まえ増額するものです。

議案第83号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第83号の説明が終わりました。

◎議案第84号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第37、議案第84号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第84号につきまして説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,692万1,000円を減額するものです。

歳入から説明させていただきますので、248、249ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金4節職員給与費等繰入金の人件費相当額の繰入れを除き、国保税の軽減等に対応する保険基盤安定繰入金等で、いずれも額の確定によるものです。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出ですが、250、251ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金ですが、資格確認書の様式変更に伴う台紙購入に要する増額です。

次の2目連合会負担金及び3款1項1目一般被保険者医療給付費分は財源の組替えとなります。

8款1項1目予備費は補正調整額となります。

議案第84号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第84号の説明が終わりました。

◎議案第85号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第38、議案第85号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第85号につきまして、説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ110万2,000円を追加するものです。

はじめに、歳入を説明いたします。

260、261ページをお願いいたします。

歳入について、2款1項1下水道使用料の現年度分については、実績見込みにより増額を計上しております。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出予算の財源の一部として増額を計上しております。

歳入は以上です。

続いて、歳出を説明いたします。

次のページ、262、263ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の2節及び3節は、先ほどの議案第67号によりまして、人件費の補正となります。

26節公課費、消費税納付分につきましては、消費税納付額の確定により増額を計上しております。

す。

続いて、2項1目施設管理費につきましては、メーターの購入費の請負差額として減額を計上しております。

以上で議案第85号の説明を終わります。

○議長（高橋邦武） これで議案第85号の説明が終わりました。

◎議案第86号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第39、議案第86号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第86号につきまして、説明をいたします。

予算総額に変更はございません。

歳入に変更はありません。

歳出を説明いたします。

272、273ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の2節及び3節は、先ほどの議案第67号によりまして、人件費の補正となります。

26節公課費、消費税納付分につきましては、消費税納付額の確定により減額を計上しております。

続いて、2項1目施設管理費につきましては、10節の燃料費は、自家発電装置の燃料費に不足が見込まれるため増額を、同じく10節の修繕料は、処理施設の修繕予算に不足が見込まれるため増額を計上しております。

11節から17節につきましては、実績見込みや請負差額によりそれぞれ減額を計上しております。

以上で議案第86号の説明を終わります。

○議長（高橋邦武） これで議案第86号の説明が終わりました。

◎議案第87号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第40、議案第87号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算

第2号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第87号につきまして、説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,904万7,000円を追加するものです。

歳入から説明させていただきますので、284、285ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料ですが、収入見込額をそれぞれ増額するものです。

3款1項2目保険基盤安定繰入金ですが、額の確定によるものです。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出ですが、286、287ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増額見込みに伴う納付金の増及び保険基盤安定繰入金の額確定による差額計上となります。

議案第87号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第87号の説明が終わりました。

◎議案第88号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第41、議案第88号 令和7年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第88号につきまして、ご説明いたします。

289ページをお願いいたします。

第2条についてですが、収益的支出について、第1款事業費用総額を167万6,000円増額し、3億8,258万5,000円とするものです。

第3条では、職員給与費総額を17万6,000円増額し、3,099万8,000円とするものです。

内容について説明をいたします。

296、297ページをお願いいたします。

収益的支出1款1項1目原水及び浄水費の通信運搬費は、水道施設と役場とのデータ通信に係る費用について、料金の改定により不足が見込まれるため、また、2目の配水管修繕料については、配水管の漏水の頻発により今後の予算に不足が見込まれるため、それぞれ増額を計上してお

ります。

4目総係費は、先ほどの議案第67号によりまして、この条例を準用しております美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例に基づきまして、法定福利費以外の部分はそれぞれ増額を計上しております。

法定福利費関連の2項目につきましては、水道事業会計に属する職員の構成等により、それぞれ増額と減額を計上しております。

支出に係る財源は、それぞれ自己資本からの充当としております。

以上で議案第88号の説明を終わります。

○議長（高橋邦武） これで議案第88号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋邦武） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

12月10日午前10時、本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時24分)

